

議 第 48 号

令和 4 年 2 月 16 日提出

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例の一部改正について

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例の一部を改正する条例

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例（平成 25 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第 2 条第 1 項の」を「第 2 条第 4 項の」に改める。

第 2 条第 1 項中「第 6 条第 1 項」を「第 9 条第 4 項」に改める。

第 5 条第 3 項中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条第 2 項」に改める。

第 12 条第 1 号中「第 6 条第 6 項」を「第 15 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提出理由）

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正

する法律（令和２年法律第４９号）等の施行による電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例（平成25年条例第36号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（趣旨） 第1条 この条例は、本市の公共施設の屋根、屋上その他の場所（以下「屋根等」という。）に太陽光を電気に変換する設備（以下「太陽光発電設備」という。）及び当該太陽光発電設備と電気事業者（<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号。以下「法」という。）<u>第2条第4項</u>の電気事業者をいう。）の事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。）とを電氣的に接続する目的で設置する物件（以下「附属物件」という。）を設置する場合における地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による屋根等の目的外使用に関し、必要な事項を定めるものとする。 （使用の許可） 第2条 太陽光発電設備及び附属物件（以下「太陽光発電設備等」という。）を設置するための屋根等の使用の許可（以下「屋根等使用許可」という。）は、法<u>第9条第4項</u>の認定を受けた者に対してのみ、することができる。 2 屋根等使用許可をするに当たっては、使用の目的、範囲及び期間、使用料その他当該公共施設の管理上必要な使用条件を付することができる。 （使用料） 第5条 屋根等使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を納付しなければならない。 2 使用料の額は、1年につき当該屋根等のうち太陽光発電設備のために使用する部分の水平投影面積に認定単価（使用者が1平方メートル当たりの使用の対価として提示した額であって、市長が認めたものをいう。）を乗じて得た額と、附属物件のために使用する場所について熊本市行政財産使用条例（昭和39年条例第17号）第5条第2項の規定の例により算定した額との合計額とする。ただし、当該年度の使用期間が1年に満たない場合の使用料の額は、当該合計額を当該年度の日数で除して得た額に当該年度の使用期間の日数を乗じて得た額とする。 3 前項の規定により使用者が提示する額は、調達価格（法<u>第3条第2項</u>に規定する調達価格をいう。）を勘案して規則で定める額以上でなければならない。 （屋根等使用許可の取消し等） 第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、屋根等使用許可の取消し又は使用の制限若しくは変更をすることができる。 （1） 使用者が法<u>第15条</u>の規定により認定を取り消されたとき。 （2）～（10） 〔略〕	（趣旨） 第1条 この条例は、本市の公共施設の屋根、屋上その他の場所（以下「屋根等」という。）に太陽光を電気に変換する設備（以下「太陽光発電設備」という。）及び当該太陽光発電設備と電気事業者（<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号。以下「法」という。）<u>第2条第1項</u>の電気事業者をいう。）の事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。）とを電氣的に接続する目的で設置する物件（以下「附属物件」という。）を設置する場合における地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による屋根等の目的外使用に関し、必要な事項を定めるものとする。 （使用の許可） 第2条 太陽光発電設備及び附属物件（以下「太陽光発電設備等」という。）を設置するための屋根等の使用の許可（以下「屋根等使用許可」という。）は、法<u>第6条第1項</u>の認定を受けた者に対してのみ、することができる。 2 屋根等使用許可をするに当たっては、使用の目的、範囲及び期間、使用料その他当該公共施設の管理上必要な使用条件を付することができる。 （使用料） 第5条 屋根等使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を納付しなければならない。 2 使用料の額は、1年につき当該屋根等のうち太陽光発電設備のために使用する部分の水平投影面積に認定単価（使用者が1平方メートル当たりの使用の対価として提示した額であって、市長が認めたものをいう。）を乗じて得た額と、附属物件のために使用する場所について熊本市行政財産使用条例（昭和39年条例第17号）第5条第2項の規定の例により算定した額との合計額とする。ただし、当該年度の使用期間が1年に満たない場合の使用料の額は、当該合計額を当該年度の日数で除して得た額に当該年度の使用期間の日数を乗じて得た額とする。 3 前項の規定により使用者が提示する額は、調達価格（法<u>第3条第1項</u>に規定する調達価格をいう。）を勘案して規則で定める額以上でなければならない。 （屋根等使用許可の取消し等） 第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、屋根等使用許可の取消し又は使用の制限若しくは変更をすることができる。 （1） 使用者が法<u>第6条第6項</u>の規定により認定を取り消されたとき。 （2）～（10） 〔略〕

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

【14】 議第48号	件名：熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）等の施行による電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 引用条項等の整備 ＜施行日＞ 令和4年（2022年）4月1日等
-----------------------	--